

川島町農業委員会 9月定例会 会議録

- 1 開催日時 令和3年9月27日(月) 午後1時30分～午後2時45分
- 2 開催場所 川島町役場2階 大会議室
- 3 議長名 利根川 洋治
- 4 出席人数 18名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄(欠席) 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 荻田 芳信

八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 報告第1 専決事項の報告について

第5 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

議案第4号 川島町農業委員会処務規程改正の件

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 伊原 郷史
事務局次長 滝瀬 一也
事務局員 書記 宇津木 俊介

7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言する。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (1番 道祖土委員、2番 遠山委員を指名する。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会議規則第8条の規定により、委員の決議で定める。 (会期を1日とすることについて意見を求めたが、意見が出なかったことから1日とする。)
議長	日程第3「諸般の報告について」 新型コロナウイルス感染拡大防止のために、各会議や研修等は中止となっているため、報告は特になし
議長	日程第4「報告」 報告第1 専決事項の報告について 報告事項について事務局に朗読・説明を求める。 農地転用の届出について報告を行う。

事務局	農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出 1件 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出 3件
議長	報告のあった案件について、意見等がある場合は挙手を求める。 (挙手が無いことから、報告のとおりとする。)
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件」 について事務局の朗読・説明を求める。
事務局	農地法第3条第1項の規定による許可申請承認の件 1件の申請について、申請地・譲受人の耕作状況・申請理由・担当委員の順で説明を行う。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。 番号1について、松本委員を指名する。
松本委員	番号1の申請について、譲受人の耕作状況等を説明する。
議長	説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。
山崎委員	今回の申請地は、形状が細長いものとなっているが、出入り口として使用しているものか。また、申請者は東松山市の方であるが、農地は東松山市等にも所有しているか。最後になるが出入り口であるならば、今までの対応としてどのように出入り口として使用していたか。
事務局	1点目は、質問のとおり出入り口としての活用となります。2点目の農地の所有については、相続で受けた農地のみで、他市町村での所有はなく、川島町のみとなります。3点目の件については、今までは利用権の設定をしての対応でした。売買するために解約しての対応となっています。

議長	<p>質疑を締切り、次の議案に移る。</p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件について」、事務局の朗読・説明を求める。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件</p> <p>2件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で議案を読み上げ、申請書の計画図を提示して、事業計画を説明する。</p>
議長	<p>説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。</p> <p>番号1について、7番 小久保委員を指名する。</p> <p>番号2について、1番 道祖土委員を指名する。</p>
小久保委員 道祖土委員	<p>番号1の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。</p> <p>番号2の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。</p>
議長	<p>説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。</p>
議長	<p>質疑を締切り、次の議案に移る。</p> <p>議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件について」、事務局の朗読・説明を求める。</p>
事務局	<p>農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件</p> <p>2件の申請について、申請地・申請人・申請理由・担当委員の順で議案を読み上げ、申請書の計画図を提示して、事業計画を説明する。</p>
議長	<p>説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求める。</p> <p>番号1について、5番 高橋委員を指名する。</p> <p>番号2について、2番 遠山委員を指名する。</p>
高橋委員 遠山委員	<p>番号1の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。</p> <p>番号2の申請について、申請理由・現地調査の状況等を説明する。</p>

議長

説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。

遠山委員

自分の担当地区の案件ですが、確認したい内容があります。今回、都市計画法の第34条第12号の案件であると、現場や会議での説明がありましたが、譲渡人と譲受人は関係性があるのか。そのあたりの説明もしていただけると助かります。次回以降は、現場や当日の説明で対応願います。

事務局

直接の関係はありません。都市計画法第34条第12号の案件については、譲受人の叔父、叔母にあたる方が町内に20年以上居住していることになり対象となるものです。次回以降は、現場や当日の説明をさせていただきます。

議長

質疑を締切り、次の議案に移る。

議案第4号「川島町農業委員会処務規程の改正の件について」、事務局の朗読・説明を求める。

事務局

川島町農業委員会処務規程の改正の件

改正する規程、新旧対照表等を読み上げ、改正が必要である点について説明する。

議長

説明のあった案件について、質疑がある場合は挙手を求める。

議長

質疑を締切り、次の案件に移る。

議長

日程第6「その他」について事務局から説明を求める。

日程第6「その他」

事務局

① 農業委員、農地利用最適化推進委員の活動について

議長 (上程した案件は、採決を残しすべて議了した報告を行い、一度休会とする。)

議長 (午後2時40分より)
再開の宣言を行い、全ての案件について質問がある場合は挙手を求める。
(挙手が無いことから、質疑を終結して採決に入る。)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」
番号1の申請について「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成9人 反対0人

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請については、全員賛成のため「許可」とすることに決定する。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承認の件」
番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成9人 反対0人

番号2の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成9人 反対0人

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」
番号1、番号2の申請については、全員賛成のため「許可相当」とすることに決定する。

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」
番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を

求める。

賛成 9 人 反対 0 人

番号 2 の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求める。

賛成 9 人 反対 0 人

議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1、番号 2 の申請については、全員賛成のため「許可相当」とすることに決定する。

議案第 4 号「川島町農業委員会処務規程の改正の件」については、原案どおり「承認」することに異議はございますか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第 4 号「川島町農業委員会処務規程の改正の件」については、原案どおり「承認」とすることに決定する。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和 3 年 9 月の定例会の閉会を宣言する。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議

長

利根川 洋治

1 番

道祖土委員

道祖土 美登

2 番

遠山委員

遠山 いづみ